

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和3年2月9日(火) 14時～15時30分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	神田 潔
副会長	佐々木 新一郎
委員	池田 香代子
委員	益田 玲 爾
委員	八木 一 弘
委員	岡田 政 義
委員	嶋崎 豊
委員	川崎 芳 彦
委員	狩野 安 徳

事務局	局長	井谷 匡 志
	次長	宮嶋 俊 明
	副主査	堀井 理 沙

京都府水産事務所	課長	戸嶋 孝
	技師	水谷 昂 栄

宮津市農林水産課	主事	曾根 知 玄
----------	----	--------

#### 4. 議事事項と結果

第1号議案 京都海区漁業調整委員会指示について  
…委員会指示第65号(火光利用釣漁法の制限)について、  
区域や文言に修正を加えるものの、概ね現行内容で更新する  
ことを議決した。

第2号議案 京都海区漁業調整委員会規程の一部改正について  
…改正案のとおり議決した。

第3号議案 知事許可漁業における新規許可の申請期間について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5. 議事  
井谷局長

委員の皆さま並びに関係者の皆さまにおかれましては大変お寒い中、みぞれ混じりの雪が降っております中、ご出席いただきありがとうございます。ご存じのとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が延長されることになりました。東京の方も延長されているわけですが、それに伴って魚の値段が急激に下がっているという風に聞いています。一部の魚だとは聞いてはいますが、今年の4月に非常に下がった時と同じような下がり方をしているということで非常に気になるところでございます。一方で京都府においては丹後地方での感染というのはほとんど、一週間ほど出ていない状態ですし、京都市内を含めた京都府全体でもかなり減っているように聞いております。こんなに急に減るものなのかなとちょっと不思議に思うぐらいの勢いで減っているということで、このままだったら近々に緊急事態宣言解除になるのかなという風に感じておりますが、如何せん大消費地の東京がなかなか解除してくれないということで、その影響についてはしっかり見ていかなければいけないのかなと思っております。

本日も委員会の開催にあたりまして、これまで以上に感染防止リスクを低減させるということで、今回初めてなんですけど、2名の委員の方にWebで参加していただいております。画像の方が今、映っていると思いますけれども、そういった格好で密度を低くするようなこととしております。本日、池田委員と益田委員にWeb参加していただいております。池田委員聞こえますでしょうか。よろしく申し上げます。益田委員はどうでしょうか。ありがとうございます。何分、初めての試みですのでトラブル等があるかもしれませんし、委員の皆さまにはご迷惑をおかけするようなことがあるかもしれませんけれども、時代の流れでこういうこともやっていかなければならないということでご理解いただくようお願いいたします。なお、誠に恐縮ですがこれまで同様、発言の際にはマイクを用いていただきますよう、特にWebを併用しておりますのでマイクを用いて発言いただくようお願いいたします。

それでは只今から第19回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日は吉本委員がやむを得ない事情でご欠席されております。従いまして、Web出席いただいている方を含め出席委員は9名となりますが、委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。それではここから

は神田会長の議事進行でお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

神田会長

皆さまこんにちは。本当にこうして急に物々しい格好になって何となくこう、遠くにいらっしやってやりづらいなという感じはするんですが、大事な会議でもございますのでよろしく願い申し上げたいと思います。今、局長の方からも話があったように、昨日の京都新聞に大きくですね、丹後のカニのことが載っていました。特に1月は、ちょうど12月の委員会の時にはここにいらっしやる佐々木委員の方からも今年はカニの調子が良いと、出足好調だというお話を聞いていたんですけど1月はさっぱり、ほとんど時化で出られないということ、そして特にコロナの関係で一時期、カニの価格というのが非常に高くですね、テレビ・新聞等々でも兵庫県北部の温泉・旅館街が高いカニを大量に買い占めて、Go To トラベル・Go To Eatということで、これは一気に今までの不況を挽回できるということでしたようですけどパタッと、やっぱりトラブルじゃないですけど、トラベルがトラブルの形になっちゃって、Eatもなくなったということで各旅館等々は高いカニをしこたま持ったままどうしようもないという非常に厳しい状況で、本当に浜のみなさん大変なご苦勞をされているんだろうなと思っています。そういった中で、こういった形での委員会になりますけどよろしく願いしたいと思っております。

本日の委員会は既にご案内のとおり3つの議案についてご審議を賜りたいと思っております。第1号議案は従前から議論をされてきておりました京都海区漁業調整委員会指示についてでございますし、第2号議案としては京都海区漁業調整委員会規程の一部改正、これは本当に事務的な中身ですが改正していかないといけないということ、それから第3号議案については知事許可漁業における新規許可の申請期間について知事からの諮問が来ておりますので答申で答えたいと考えておりますのでよろしくご審議を賜りたいと思います。

議事に先立ちまして本日の議事録署名委員を私の方から指名をさせていただきたいと思っております。岡田委員さん、嶋崎委員さん、お二人にお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは次第に従って進めさせていただきたいと思っております。まず第1号議案「京都海区漁業調整委員会指示について」で

ございます。これについては事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

宮嶋次長 (資料1-1~1-3、参考資料1に基づき説明)

神田会長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がございました。これについてはずっと中身については議論されておりました、具体的には特に三津の定置がなくなったということで、その区域を抜いて、その為に一つずつ繰り上げていくということで、なんか大きな改正みたいですけど、実際はそこが抜けたというだけ。他にはいかつりの「つり」が国が「釣り」に、漢字に改めたというような事務的な話でございます。

これについて特に何かご質問なりご意見ございましたらどうぞ、どなたからでも結構でございます。

#### 【発言者なし】

神田会長 特にございませんでしょうか。従前と変わらないということと三津がなくなったのでその保護区が削除されたということです。特にご意見ないようでございますので、既に中身については従前から議論しておりますので、この委員会指示第65号についてはこれをもって了承ということにさせていただきたいと、更新するということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

神田会長 ありがとうございます。それでは引き続きまして第2号議案「京都海区漁業調整委員会規程の一部改正について」でございます。これについても事務局の方から説明をお願いします。

宮嶋次長 (資料2-1-1~2-3に基づき説明)

神田会長 ありがとうございます。この委員会規程、これも本当に事務的なのが多いんですが、特に昨今、みなさんご承知のとおり押印を極力なくそうという国の方針のもとで、今回から議事録は署名だけという形になるということと、今日からもう既にやっていますけどWeb会議、こういうこともできま

すよということが入るということでございます。特に何かご質問なりご意見ございましたらどなたからでも結構でございます。

八木委員

議事録はインターネットで公表すると。それから以前から出しておられた、我々のところにも送付されていた委員会の概要というものはもう出されないのですか。

宮嶋次長

議事録はインターネットで公表させていただきます。それに伴って漁調委だよりをどうしようかという話を内部でもしていたんですが、漁調委だよりにつきましてはこれまでのようにインターネットでは公表しませんが作成いたしました。委員の皆さまとか漁協、あるいは関係者の方々にこれまでどおり送付させていただくといった対応を取りたいと考えております。

八木委員

失礼なことを言うんですけど、私、失礼なというかインターネットも何もよう見ません。見る気がもちろんない、習うという気もないんですけど、一般の人は議事録が見られるのに、私は見られないのでインターネットの見方を勉強せなあきませんよということになるのか、その辺りはどうですか。

宮嶋次長

一つはこれまでどおり漁調委だよりは送付いたします。2点目に議事録は紙ベースでこれまでどおり作成いたしました。議事録署名委員2名の確認と署名をしていただき事務局の方で保存いたします。水産事務所にお越しただければ議事録を見ることができるのはこれまでどおり同じです。ですので、これまでインターネットで見ることができなかった議事録が今回から見られるという風にご理解いただければと思います。

神田会長

ありがとうございます。委員会だよりはずっと引き続き出すということですので、よろしくお願いします。

嶋崎委員

情報通信機器を活用してということで、これはWeb会議の話だと思うんですけど、機器を取り付けるにもお金がかかりますし、スマホでやるとギガが足りない状態が起きるんじゃないかと思ったりするんです。私もですけどなかなかそういう機器に弱いもので、そういったことはご指導していただけるのか。そういうこともやっていかないとあかんと思うんで

すけど。多少なりともお金がかかってくるんじゃないかなと思いますし、事務局の方、その辺りはどうでしょう。

宮嶋次長

いろいろと今回、突然こんなことをさせていただいて、委員の皆さまに混乱を来したことをこの場を借りてお詫び申し上げます。確かに仰るとおりパケット・通信量の話もございます。そういったことでいろいろとご不安になられることもあるかと思えます。ただですね、そこまで容量は食わないと、会議が3時間4時間となるとまた別なんですけど、というのが1点。2点目は、ただそれでもやはり食うことには間違いないので、まだこれは事務局として全く調整は取れていないんですが、今日、会議が始まる前に佐々木委員様からもご意見いただいたところなんですけど、今回、池田委員と益田委員はZ o o mと呼ばれるソフトを使って会議にご参加いただいております。このZ o o mはですね、実は漁協が大々的に導入しております、漁協各支所でそれも無線でもうすぐに参加できるという形になっております。まだその地ならしとか調整はしていないんですが漁協の総務課長様に少し聞いて、もし多くの委員の方がW e bで参加すると。その場合、Z o o mを使うといった場合、例えば漁協の支所に行ってご自身のスマホとかコンピューターなんかを使ってこれに参加してもいいですかと聞いたところ、いいですよというお答えはいただいております。正式ではないですが。なので、これまだ始まったばかりで今後どうなっていくかはわかりませんが、もしまたこういった事態が出て、やっぺいこうということになりましたら、その辺も含めて。もちろん私の方も事前に一度テストで伺うとか、そんな形をして進めていければなど考えております。ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

嶋崎委員

わかりました。

神田会長

事務局から報告があったような形でございます。ずっとこれが日常的にやられるということじゃないと思いますので、一定、コロナが終息したらこんなややこしいことはもうなくなっていくだろうという風に思っております。ただ、こういういろんな文明の機器を使いながら会議をやっていくということも今後は出てくるのかなということもありますので、それに備えてこういう形で。少なくとも個人的な負担をかけてまでやっぺいこうということじゃないということでござ

いますので、ご理解賜りたいと思います。

八木委員

議事録を袋綴じされますが、捺印はいらないということでサインするんですか。

宮嶋次長

これまでサインに加えて押印いただいております。本当をいうとこれまでの規程はサインだけかあるいは名前のところはワープロで打ってハンコをとということだったんですが、何故かちゃんとやろうということで署名とハンコということになったのを今回からは署名だけにしてはというところでございます。袋綴じの方もハンコはなしというところですよ。

八木委員

悪いことを言ったら、いつでも差し替えができますよね。そんなことは全くないと思いますけど。

宮嶋次長

仰るとおりなんですけど、ただ、今回から違うのがインターネットで公表するということです。これまでどおり議事録署名委員の方に議事録の内容をご確認いただいて、その上でその内容をインターネットで公表すると。一度公表してしまうと、みなさん例えばそれを保存することができますし、もちろんプリントアウトすることもできます。そういった形でもしそこで変更して、例えば事務局が変なことを言ったからちょっと変えろとか、そういうことはインターネットで公表することによりなかなかできなくなるというところで、そういった変な手を、差し替えることはできないということが担保されているとご理解いただければと思います。

神田会長

確かに署名した後にインターネットに載けるまでのタイムラグといったらおかしいですけど、若干の時間のズレもでてくるかもしれませんので、そういったことが可能かもしれませんけど、しっかり事務局の方でそれはないと、厳正に取り扱うということでお約束をいただいておりますので。確かに私もわざわざハンコを押して絶対差し替えられないぞということでやってきたのに、本当にハンコがなくていいのかなと。ハンコの代わりに私はサインでもするのかと思ったんですが、一切なしということでしたので、しっかりと事務局にやっていただくと。確かにインターネットに載ってしまったら後は改ざんなんてことはなかなか考えづらいんですが、ないようにしっかり事務局で管理していただくという

ことでお願いしたいということで、この件については終わりたいと思うんですが、他に何かございませんでしょうか。

**【発言者なし】**

神田会長 特にご意見ないようでございますので、この規程の一部改正については承認をさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

神田会長 ありがとうございます。委員会規程の一部改正については承認をさせていただくことにさせていただきます。

それでは次の議題に入らせていただきたいと思います。第3号議案は「知事許可漁業における新規許可の申請期間について」でございます。この知事からの諮問につきましては、京都府の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

水谷技師 (資料3-1、参考資料3-1に基づき説明)

神田会長 ありがとうございます。諮問について説明がございましたが、どなたからでも結構でございます。ご質問なりご意見賜ればと思います。

八木委員 この申請期間ですが、この申請期間の日付は個人が提出した日付でいいわけですね。

水谷技師 そうですね。

八木委員 例えばいさざ落とし網を1月10日付けで申請したと。たまたまそれが土日だったと。おそらく水産事務所へ出すんじゃないに漁協支所を通じて出すんだろうと思いますけど、それが土曜日の場合だったら2日遅れて水産事務所に着きますよね。それもOKですね。

水谷技師 今回、漁業許可の申請手続きについては申請書の様式から押印を廃止しまして、いわゆる電子で、電子メールで提出をいただいても大丈夫というような形にしております。ですので、例えば土曜日に電子メールで送信されましたらその申請

書の日付と電子メールの送信日時が記録されます。ですので当然、申請の期間内に提出がされたということが確認できますので、そこは土曜日であっても期間の中であればこちらとして受け付けていくと。

八木委員

電子じゃなしに自署するわけですね。自分で何月何日と書いて漁協へ。おそらく支所へこれ頼みますと。そうするとその支所でも経由事務とかなんかが、この人は確かに10日に出したということになるけど、電子メールとかなんてみんなが出せるわけじゃないでしょ。自署して出すわけですね。そうしたら「しまった、今日は土曜日だった。受付はできない。これはもうペケだ」ということになるのかどうか。

水谷技師

例えば自署された申請書を場合によっては郵送されたりとか、若しくは漁業者さんが漁協支所さんに水産事務所へ送っておいてくれと頼まれる場合は、その申請書をスキャンして、いわゆるPDFという形にしてメールで送ることも可能です。支所の職員さんが水産事務所の方に電子的なというんですかね。

八木委員

要するに本人が提出して、その時漁協の担当者がいなくて他の人が受け取ってそれで何もできなかったとか、言ったとか言わなかったとかいう問題も含めて、要するに水産事務所へその日までに届けなければあかんのか、それとも期限いっぱいの日にかが書いてあって、1日あるいは2日、土日だと2日遅れるわけですよ。それでもいいのか。それだけです。難しいことはいいので。あきませんよと。水産事務所で受け取らないとあきませんというのかどうか。

井谷局長

固いことを言うようですけど、本来、京都府の組織、例えば水産事務所であるとか水産課にその日中に届くというのが基本となっています。なので前もってお伝えはしますので、なるべくというかその日に間に合っただけということをお願いしたいと思います。

戸嶋課長

基本的に申請書に日付が入りますので、その日付が申請期間の間であれば、例えばいさぎ落とし網でしたら1月10日ということになっていますので、1月10日付けの申請書であれば基本的にそれについては受け付けるというような体制でいきますので、1月10日の日付の申請であるのに水産

事務所に届いたのが11日とか12日だから、申請期間が過ぎているから受け付けませんということはありません。

八木委員 了解しました。ありがとうございます。

狩野委員 とりがいのけた網ですけど、栗田湾は十数年とりがいがいないと。許可は私もずっと持ってますけど。これ、例えばとりがいが湧いた時にこの申請すべき期間ですと、栗田湾は7月に入ってから試験操業するんですけど、許可申請を出したくても出せないという状況になるんですがこの辺はどういう扱いがされるんですか。許可を持ってる者しか出られないのか、それとも特別にその湧いた時にその年だけは許可が出るのか。その辺をちょっと聞かせていただければと。

水谷技師 とりがいがたくさん捕れそうだとあって、今まで許可を持ってなかったけれど新たに許可を取りたいという方がたくさんおられる場合、許可を受け付ける枠がまだ余裕があるといった場合につきましては、当然その時期その時期の要望を受けて改めてこの海区にいつからいつまで特別に申請を受け付ける期間を設定しますということをお諮りした上で、公表して申請を受け付けるという対応になります。

川崎委員 お聞きするんですけど、この許可を取ると実績がないと取消しとかそういうのはあるんですか。

水谷技師 実績がない場合、すぐに取消しには繋がってきません。まずは実績が何故ないのかを確認した上で、例えば体調が優れないので漁に出てないですとか、そういった場合はまずは休業届を。いつからいつまでは操業しないと。いろんな諸事情によると思いますけども例えば体調不良によりしばらく許可を受けているが操業をお休みしますといった届出を京都府に出してくださいという指導をします。一応、調整規則に基づけばその休業届を出してその後もなお操業がない場合には許可の取消しという判断をしなければならないといった事態もあり得ます。

川崎委員 わかりました。それともう一つ、舞鶴はなまこでもとりがいでも底びきの船員さんとかが引退した後に許可を取って現在でもやっている人がたくさんおられるんですけど、もしこの許可がいっぱいになった場合は、もう次からは許可は取

れないんですか。

水谷技師           この許可の上限いっぱいまで許可を既に出しているといった時は新たに許可を受け付けることができません。

川崎委員           ということは、私たちも今は取ってないけどとにかく取つとけという人がいっぱい出てくるんじゃないですか。

水谷技師           確かにその懸念はあります。ですが先ほど申しあげましたように実績がない場合は休業届を出していただいて、それでもなお操業がない場合は取消しといった対応もありますし、実績がないのに休業届を出していないといった場合には、少し細かいことを申しあげますが過料といひまして、いわゆる行政上の手続きをちゃんとしていないという罰金という規定もあります。

川崎委員           どれぐらいの操業日数でそれはクリアされるんですか。

水谷技師           基本的に1漁業時期、いわゆるこの参考資料の矢印で示した期間ですね、1年の中でその期間操業しないということが想定される場合には休業届を出していただくと。その後、復帰の見込みがなければ許可の取消しというような事態になります。そういった事務手続きを水産事務所としても許可を受けた人にはそれぞれ操業実績報告書というものを提出していただく義務も今回の調整規則の改正で盛り込まれていますので、そういったものをしっかりと出していただいて、水産事務所としてもその実績を確認をして、正しく休業届などを出していただくことで全然操業をしない、とりあえず許可を取っておこうというような方でこの許可の上限がいっぱいになってしまって、本当にやる気のある人が新たに許可を受けられないというような事態が発生しないように適正な許可の取り扱いをしていきたいと思っております。

川崎委員           わかりました。それともう一つ栗田さんと一緒なんだけど、舞鶴もとりがいがここ数年、何十隻とけた網の許可を持っているけど、出てる人はやっぱり最初の1日か2日出て、今年は獲れないとなったらあとは全然出ない。2、3人だけ出てるという年がもうここ数年続いているんです。そういう時でも出てない人も対象になるんですか。

水谷技師

先ほどの休業届とか許可の取消しという話ですが、そこは単純に操業回数が少ないから一律に許可の取消しの対象ですということは正直考えておりません。実際に資源が少ないのでここは資源保護の目的として今年は操業をやめましたというような事情はこちらとしても把握をして、当然、今回の漁業法の趣旨でもある資源管理というところにも合致してきますので、そういった場合は単純に実績がないから許可の取消しだということには、そういう合理的な理由がある場合は対象にならないというような対応をしていきたいと思っております。

川崎委員

わかりました。ありがとうございます。

八木委員

委員さんたちが質問されたことは、制限条件の中で書くことはできないんですか。

水谷技師

基本的に先ほどのことを、今回お諮りしている制限措置ではなくて制限条件の方、許可証の条件でということですが、実は許可証に記載できる条件、行政が条件を付けられる範囲というのも実は行政事務の中でいろいろと範囲がありまして、何でもかんでも条件に盛り込めるという話ではありませんので、正直先ほどの話をそのまま許可証に記載するのは難しいかなと。その一方で休業届の提出が必要ですかとか漁獲成績報告書の提出も必要ですといった部分については、そもそも調整規則に記載されていることでもありますので、そこは調整規則をご覧になっていただいで判断いただける、皆さんご理解いただける部分かと思っておりますので、八木委員が仰られるように許可証の条件に記載するのは難しいというのが回答になります。

八木委員

みんな一般の人が調整規則を全部知っているということにはいかないわけですね。ですからそうだったら、もし親切心があるなら、今の問題点等を許可証を送付するというような書類の中にこれだけは気をつけてくださいよとか、期間はこうなのでこの時はこうしてくださいよというようなことを含めて指導してあげるという方法をとっていただけたら非常に有り難いかなと思いますけど。

水谷技師

承りました。確かに調整規則が変わりまして、いろいろ許可の制度面でも提出いただきたい書類につきましても大き

く変わっておりますので、なかなか漁業者さん一人一人に対してしっかりとご理解いただくまで説明が、なかなか水産事務所人員も限られておりますのでどこまで対応できるかわかりませんが、まずは漁協さん、本所・支所の職員さんには十分に調整規則をご理解いただけるよう水産事務所としても既に2回ほど調整規則の説明会も行っておりますし、今後もしこういった場合はどのような対応が必要なのかとかご質問いただければ水産事務所としてお答えしていく所存でございますので、そこはなるべく水産事務所としても十分頑張っていきたいと思っています。

八木委員                    お願いします。

佐々木委員                漁獲の実績はどこが調べるの。

水谷技師                    法の規定上は許可を持っている漁業者さん一人一人が作成いただいて水産事務所へ提出いただくという規定になっておりますが、実際問題、その漁業者さんの非常な事務負担にもなりますし、当所としまして、今現在、許可をお出ししているのが300～400ほどになりまして、それぞれから出てくるということになりますとこちらとしても集計が難しいというところがありますので、京都府の漁業者さんは基本的に全て市場出荷されておりますので、基本的には漁協が集計をされている水揚げデータですね。漁協さんのデータを使って報告書の形に落とし込んで、それを漁協さんから水産事務所へ一括で提出をいただいて、それを許可を持っておられる漁業者さんからの報告書として代えるという対応をさせていただこうかなと思っています。

佐々木委員                そうした場合に漁獲がなかったら、海には出ているけど漁獲がなかったという場合、あるいは海に出ていなくても漁獲がなかったと書いてくる場合もあるだろうが、そういう場合はどうするんですかね。

水谷技師                    報告書で全く実績がないというような場合には、当然先ほどの休業届を出していただくかどうかということもありますので、まずはどういう状況ですかということをお漁協支所を通じて許可を持っておられる本人さんに確認していくことになろうかと思えます。そこで出漁はしているけど漁獲がないといった場合には、正直なところもう性善説の立場にたっ

て本人さんが言うておられますので、そうですかという対応をしていくほかないのかなと。それと例えば市場外流通、市場に出さずに直接個人で販売をされている場合につきましては、漁協さんのデータではカバーしきれませんので、市場には出さないけど個人で出している場合にも、それは実績がないことを確認する際に、報告をしていただくか若しくは少し手間ですけど許可を持っておられる方がその都度、漁協支所なりを通じて報告をしていただくということになります。

佐々木委員

だけど大変ですよ、それは。どう実績を見るかだな。

戸嶋課長

漁獲実績に関しては京都府、水産事務所の中でもどうやって確認していこうかと議論をしております。その中でできるだけ漁業者のみなさんの手を煩わせずに且つ府の事務が増えないということを前提として、特に漁協さんの漁獲データを利用するという方法を今回採用させていただきたいと考えております。そうした中で当然、今言ったように漁には出ているけど水揚げがない、あるいは自家消費しているというような方が出てくる可能性があります、それについてはケースバイケースで対応をしていかなければならないだろうと。許可している方のほとんどがそういった方ばかりということは多分ないと思いますし、逆にレアケースだと思いますので、そういった方は漁協の支所を通じて聴き取りを行ってというような形を考えておりますので、できるだけ漁業者の方あるいは漁協の職員の方の負担にならないような方法で漁獲実績を集めていくということを考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

神田会長

ありがとうございます。他にどなたか、いろいろと心配事はたくさんあるという風に思いますが。

ちょっと私からいいですか。今回の諮問の中で制限措置のところでは許可隻数がズラッと入っていますけど、これは現在の許可を持っている人はまず今の許可が最優先ということで、新たに許可をするという隻数のことですね。ということになると、今、持っている許可がだんだん1年後で切れる人や2年後で切れる人いろいろありますよね。その都度これ毎年こういう形で、今年は許可する隻数は現行から差引いた数というんですか、極端に言ったら手繰三種のとりがないなんかは現在100の許可があるというお話でしたね。だから今は67隻許可を出しているから新たに33隻いいんです

よと。来年、1年後になったらまたこれが減っている、切れるやつがありますね。そうしたらその数字を毎回こうして出すんですか。どういう風に扱われるのかなと。

水谷技師

原則論で申し上げれば、毎年その時に空いている枠は何隻ですと。ですので、その数を京都府として許可を出す予定ということを毎年毎年このタイミングが来るたびに諮問をして答申を受けるとというのが原理原則に則ったやり方ではあるんですけども、正直それを毎回やるのも委員の皆さまにも、海区を開催するタイミング等もあると思いますので難しいというところがあります。ですので、まだ検討段階ではありますが、今後はこの許可または起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、上限は前回、前々回にお示しした数で、そこから何月何日時点で有効な数を引いた数として今後は定めていくこととするみたいな形でなるべく毎年お諮りする必要がないような形で且つ京都府のいわゆる恣意的な操作が少ないような形で、その時点での許可すべき数が機械的に決定されるというような形で海区漁業調整委員会の皆さまにお諮りをして答申をいただくような形を想定しております。今回につきましては、規則改正が入って最初の諮問であることからなるべく原理原則に則りましてこの数字を具体的に示して諮問をさせていただきました。今後は先ほどお伝えしましたように上限から各年何月何日時点で有効な隻数を除いた数とするといった形で諮問できたらなど考えております。

神田会長

ありがとうございました。他どなたか。

嶋崎委員

先ほど漁業者が漁獲量等を水産事務所の方に報告をしないとい。それが当たり前なのかもしれませんが、ただ、漁業者も高齢化が進んでおります。その中で漁獲量を報告しないというのがどうしても引っかかるような気がするんですけど。実際に獲ってきたものを支所の方に受け渡して、仕切りを見てまた報告をすると。まあそういう漁業者にできるだけ負担のかからない方法を取ってほしいなと思いますし、先ほど八木委員の方からも漁業者に細かな説明を行ってくださいとお願いがあったと思うんですがそのとおりだと思うんですよ。その辺の細やかなことをよろしくお願いします。

水谷技師

ありがとうございます。水産事務所としても頑張っていく

たいと思っております。

嶋崎委員 水産事務所の職員だけが苦勞しているわけじゃないんです。漁業者も苦勞しないといけないのでよろしくお願いします。

佐々木委員 当初隻数を決めますよね。許可のある年数だけはその隻数でいかないと、今、説明を聞いていると毎年毎年変わっていくという形はどうかと思うんですけど。

八木委員 許可の枠は変わらないんですよ。

水谷技師 ご質問いただいた内容は、この別紙制限措置で許可又は起業認可すべき数、とりがイケた網でいえば33隻を書いておりますが、この33隻を許可出している間は維持すべきだということでしょうか。

佐々木委員 許可年数の間は。次の年には減らすんですか。

水谷技師 仮にこのとりがイケた網でいえば、上限100隻と考えております。来年例えば80隻分許可をお出ししていたら、その差の20隻分しか新規の認可を受け付けないということになります。

佐々木委員 要するに許可の上限はその許可がある間は維持するんでしょう。

戸嶋課長 基本的に上限については、何年間には見直しをかけるという必要性があると思いますのでそれはやるとは思います。今年、例えば100隻としていますが来年90隻にするとかそういった話では全然ないです。基本的に100隻というのはまあ5年ぐらいか数年間は維持するという形になります。あとは社会情勢なり実際に操業している人が減っていれば上限も少し減らさざるを得ないだろうなというところはありますけれども、基本的に前回示させていただいた上限の隻数については、しばらくはそのままということを考えております。

佐々木委員 わかりました。

神田会長 他にどうですかご意見。Webで参加しているお二人から

も何かあれば遠慮なくご質問等していただいたら結構です。  
何かございませんでしょうか。

【発言者なし】

神田会長 特にご質問ないようでございますし、この諮問について異議ない旨答申したいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

【異議なしの声多数】

神田会長 特にご意見がないということでございますので、府の方にはこの原案について異議ない旨の答申をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上で本日の3議題すべて終わりましたが事務局の方から何かございますでしょうか。

宮嶋次長 (事務局より次回委員会の委員会開催に関する事務連絡)

神田会長 ありがとうございました。それでは本日の委員会はこれをもって終了させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

【閉会 15時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和3年2月9日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

# 第 19 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 3 年 2 月 9 日 14:00～

京都府水産事務所 研修室

## 1 開会

## 2 議案

第 1 号議案 京都海区漁業調整委員会指示について

【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 京都海区漁業調整委員会規程の一部改正について

【第 2 号議案資料】

第 3 号議案 知事許可漁業における新規許可の申請期間について（諮問）

【第 3 号議案資料】

## 3 その他

**第1号議案 京都海区漁業調整委員会指示について**

第18回の委員会に引き続き、京都海区漁業調整委員会指示第65号の更新について、御審議をお願いします。

**【添付資料】**

**資料1-1** 京都海区漁業調整委員会指示第65号の更新に向けて

**資料1-2** 京都海区漁業調整委員会指示第67号（案）新旧対照表

**資料1-3** 京都海区漁業調整委員会指示第67号（案）

**参考資料1** 委員会指示図案



## 京都海区漁業調整委員会指示第 65 号の更新に向けて

### [事務局案]

- ・ 第 16 回及び第 18 回委員会での協議を受け、基本的に現行内容で更新（資料 1-2）
- ・ 京定第 27 号及び 28 号の保護区域を削除（参考資料 1）
- ・ 「漁業法」の改正に伴う条ずれの修正（第 67 条→第 120 条）、「指定漁業の許可及び取締りに関する省令」の一部改正等に伴う変更（資料 1-1）
- ・ 有効期間は R6.3.31 まで



## 京都海区漁業調整委員会指示第 67 号（案）新旧対照表

現行（第 65 号）			更新後（第 67 号）		
<p>漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)<b>第 67 条</b>第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。</p> <p>(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)</p> <p>1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。</p>			<p>漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)<b>第 120 条</b>第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。</p> <p>(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)</p> <p>1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。</p>		
	海域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備		海域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	(省略)	(省略)	1	省略	(省略)
2	(省略)	(省略)	2	省略	(省略)
3	北緯 35 度 54.19 分の線から、いか <b>つり</b> 漁業禁止区域線( <b>指定漁業</b> の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)別表 <b>第 2</b> いか <b>つり</b> 漁業の <b>項 1 口(8)の点</b> 及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域	(省略)	3	北緯 35 度 54.19 分の線から、いか <b>釣り</b> 漁業禁止区域線( <b>漁業</b> の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)別表 <b>第 4</b> いか <b>釣り</b> 漁業の <b>項 1 の口の(8)の点</b> 及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域	(省略)

(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海域	1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備
1	距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域 <u>(1) 次の D1、D2、D3、D4、D5、D6、D7 及び D8 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</u> <u>D1 (略)</u> <u>D2 (略)</u> <u>D3 (略)</u> <u>D4 (略)</u> <u>D5 (略)</u> <u>D6 (略)</u> <u>D7 (略)</u> <u>D8 (略)</u> <u>(2) 次の E1、E2、E3、E4、E5、E6 及び E7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</u> <u>E1 (略)</u> <u>E2 (略)</u>	(1) <u>から(3)までの</u> 海域： 火光使用禁止 <u>(4)</u> の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内

(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海域	1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備
1	距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域 <u>(削除)</u>  <u>(1) 次の D1、D2、D3、D4、D5、D6 及び D7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</u> <u>D1 (略)</u> <u>D2 (略)</u>	(1) <u>及び(2)の</u> 海域： 火光使用禁止 <u>(3)</u> の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内

	<p><u>E3</u> (略)</p> <p><u>E4</u> (略)</p> <p><u>E5</u> (略)</p> <p><u>E6</u> (略)</p> <p><u>E7</u> (略)</p> <p>(3) 次の <u>F1、F2、F3、F4、F5 及び F6</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>F1</u> (略)</p> <p><u>F2</u> (略)</p> <p><u>F3</u> (略)</p> <p><u>F4</u> (略)</p> <p><u>F5</u> (略)</p> <p><u>F6</u> (略)</p> <p>(4) (1)から(3)までを除く海域</p>			<p><u>D3</u> (略)</p> <p><u>D4</u> (略)</p> <p><u>D5</u> (略)</p> <p><u>D6</u> (略)</p> <p><u>D7</u> (略)</p> <p>(2) 次の <u>E1、E2、E3、E4、E5 及び E6</u> の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p><u>E1</u> (略)</p> <p><u>E2</u> (略)</p> <p><u>E3</u> (略)</p> <p><u>E4</u> (略)</p> <p><u>E5</u> (略)</p> <p><u>E6</u> (略)</p> <p>(3) (1)及び(2)を除く海域</p>	
2	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)
3	水深 200 メートルを超え、いか <u>つり</u> 漁業禁止区域線( <u>指定漁業</u> の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)別表第 2 いか <u>つり</u> 漁業の項 1 口(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域	(省略)		水深 200 メートルを超え、いか <u>釣り</u> 漁業禁止区域線( <u>漁業</u> の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)別表第 4 いか <u>釣り</u> 漁業の項 1 の口の(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域	(省略)



## 京都海区漁業調整委員会指示第 67 号（案）

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 神 田 潔

(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)

- 1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>京丹後市経ヶ岬突端正北の 2 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸崎突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺(水深 100 メートル以浅)の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の A1、A2、A3、A4 及び A5 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(ただし、3 月 16 日から 8 月 31 日までの間に限る。)</p> <p>A1 北緯 35 度 40.92 分 東経 135 度 25.33 分 A2 北緯 35 度 41.05 分 東経 135 度 24.95 分 A3 北緯 35 度 41.54 分 東経 135 度 25.15 分 A4 北緯 35 度 41.40 分 東経 135 度 25.50 分 A5 北緯 35 度 41.31 分 東経 135 度 25.50 分</p> <p>(2) 次の B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8 及び B9 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>B1 北緯 35 度 33.48 分 東経 135 度 29.20 分 B2 北緯 35 度 34.07 分 東経 135 度 29.51 分 B3 北緯 35 度 37.03 分 東経 135 度 29.75 分 B4 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 26.92 分 B5 北緯 35 度 37.10 分 東経 135 度 25.15 分</p>	<p>(1) から (3) までの海域： 火光使用禁止</p> <p>(4) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	<p>B6 北緯 35 度 36.41 分 東経 135 度 24.27 分  B7 北緯 35 度 35.75 分 東経 135 度 24.08 分  B8 北緯 35 度 34.79 分 東経 135 度 24.62 分  B9 北緯 35 度 34.44 分 東経 135 度 25.53 分</p> <p>(3) 次の C1、C2、C3、C4、C5、C6、C7、C8、C9、C10、C11、C12、C13、C14、C15、C16、C17 及び C18 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（ただし、共同漁業権京共第 22 号の区域については、9 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間に限る。）</p> <p>C1 北緯 35 度 33.97 分 東経 135 度 23.90 分  C2 北緯 35 度 34.69 分 東経 135 度 23.75 分  C3 北緯 35 度 35.40 分 東経 135 度 22.70 分  C4 北緯 35 度 35.41 分 東経 135 度 21.81 分  C5 北緯 35 度 34.61 分 東経 135 度 19.63 分  C6 北緯 35 度 34.18 分 東経 135 度 18.92 分  C7 北緯 35 度 36.79 分 東経 135 度 17.28 分  C8 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 17.68 分  C9 北緯 35 度 38.12 分 東経 135 度 19.43 分  C10 北緯 35 度 40.02 分 東経 135 度 20.20 分  C11 北緯 35 度 42.26 分 東経 135 度 20.53 分  C12 北緯 35 度 45.16 分 東経 135 度 18.78 分  C13 北緯 35 度 45.48 分 東経 135 度 17.63 分  C14 北緯 35 度 46.38 分 東経 135 度 17.42 分  C15 北緯 35 度 47.19 分 東経 135 度 16.37 分  C16 北緯 35 度 47.50 分 東経 135 度 15.30 分  C17 北緯 35 度 47.17 分 東経 135 度 14.16 分  C18 北緯 35 度 46.51 分 東経 135 度 13.65 分</p> <p>(4) (1)から(3)までを除く海域</p>	
2	北緯 35 度 54.19 分の線以南の海域（1 の項の海域を除く。）	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	北緯 35 度 54.19 分の線から、いか釣り漁業禁止区域線（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）別表第 4 いか釣り漁業の項 1 の口	3 キロワット以内の電球 18 個以内

	の(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域	
--	------------------------------	--

(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

- 2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の D1、D2、D3、D4、D5、D6 及び D7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>D1 北緯 35 度 40.59 分 東経 134 度 58.21 分  D2 北緯 35 度 41.86 分 東経 134 度 57.59 分  D3 北緯 35 度 42.01 分 東経 134 度 56.85 分  D4 北緯 35 度 41.57 分 東経 134 度 56.18 分  D5 北緯 35 度 40.97 分 東経 134 度 56.21 分  D6 北緯 35 度 40.18 分 東経 134 度 57.03 分  D7 北緯 35 度 40.35 分 東経 134 度 57.83 分</p> <p>(2) 次の E1、E2、E3、E4、E5 及び E6 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>E1 北緯 35 度 38.91 分 東経 134 度 54.06 分  E2 北緯 35 度 39.14 分 東経 134 度 54.67 分  E3 北緯 35 度 40.74 分 東経 134 度 55.37 分  E4 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 54.56 分  E5 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 51.83 分  E6 北緯 35 度 39.47 分 東経 134 度 52.05 分</p> <p>(3) (1) 及び (2) を除く海域</p>	<p>(1) 及び (2) の海域：火光使用禁止</p> <p>(3) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>
2	距岸 2 海里を超え、水深 200 メートル以浅の海域	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	水深 200 メートルを超え、いか釣り漁業禁止区域線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農	3 キロワット以内の電球 18 個以内

林省令第5号)別表第4いか釣り漁業の項1の口の(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域
--

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

(廃止)

4 平成30年3月30日付け京都海区漁業調整委員会指示第65号は、廃止する。



**第 2 号議案 京都海区漁業調整委員会規程の一部改正について**

**【理由】**

漁業法の改正等に伴い、当委員会規程を一部改正する必要がありますので、御審議をお願いします。

**【添付資料】**

**資料 2-1 京都海区漁業調整委員会規程の一部改正について**

**資料 2-2 京都海区漁業調整委員会規程新旧対照表**

**資料 3-3 京都海区漁業調整委員会規程（改正案）**



## 京都海区漁業調整委員会規程の一部改正について

## [改正理由]

- 1 委員会の円滑な開催を担保するために情報通信機器による会議への出席が可能であることを、また、改正漁業法に基づき議事録をインターネット等で公表することを「京都海区漁業調整委員会規程」に明示するものです。
- 2 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」及び「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日）に基づく国からの技術的助言を受け、京都府においても押印申請、届出等の行政手続が見直されることとなり、当海区の「京都海区漁業調整委員会規程」においても押印に係る内容の見直しを行うものです。

## [改正の内容]

## (1) 以下の部分を追加

## 第 5 条第 4 項

委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

## (2) 以下の部分を修正

第 1 1 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上が、これに署名又は記名押印するものとする。

第 1 2 条 議事録は一般の縦覧に供するインターネット等により公表する。

## [備考]

- ・「京都府個人情報保護条例施行規程」についても、押印見直しに係る改正が予定されています。
- ・改正内容は押印を求める様式での㊟の削除。
- ・この規程は、「京都府個人情報保護条例」で定められた実施機関ごとに告示を行っているものです。

## **【参考 1】 京都海区漁業調整委員会諸規程**

### **(1) 京都海区漁業調整委員会規程**

- (2) 公聴会に関する手続規程
- (3) 意見の聴取に関する手続規程
- (4) 京都府情報公開条例施行規程

### **(5) 京都府個人情報保護条例施行規程**

- (6) 京都海区漁業調整委員会への提言、要望、意見等に関する取扱要領
- (7) 文書分類及び文書保存年数等に関する規程
- (8) 京都海区漁業調整委員会傍聴要領

## **【参考 2】 議事録のインターネット等による公表**

### **◎漁業法 第 145 条**

- 4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### **◎漁業法施行規則 第 47 条**

- 法第百四十五条第四項（法第百七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。
- 2 法第百四十五条第四項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

## 京都海区漁業調整委員会規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第 1～4 条 （略）</p> <p>（会議）</p> <p>第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び副会長ともに事故があるときの会議は、知事が招集する。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1～4 条 （略）</p> <p>（会議）</p> <p>第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び副会長ともに事故があるときの会議は、知事が招集する。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><u>4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</u></p>
<p>第 6～10 条 （略）</p>	<p>第 6～10 条 （略）</p>
<p>第 11 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上が、これに署名又は記名押印するものとする。</p>	<p>第 11 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上が、これに署名するものとする。</p>
<p>第 12 条 議事録は、<u>一般の縦覧に供する。</u></p>	<p>第 12 条 議事録は、<u>インターネット等により公表する。</u></p>
<p>第 13～18 条 （略）</p>	<p>第 13～18 条 （略）</p>

附則 7 この規程は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。



## 京都海区漁業調整委員会規程（改正案）

## （所掌事項）

第1条 京都海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法、その他法令の定めるところにより、京都海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

## （事務局の所在地）

第2条 委員会の事務局は、宮津市宇小田宿野 京都府水産事務所内に置く。

## （委員会）

第3条 委員会は、委員10名をもって組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験がある者の中から知事が選任する。

## （会長及び副会長の職務）

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、知事が委員の中からこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副会長を置き、副会長は委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び副会長ともに事故があるときの会議は、知事が招集する。

- 2 委員の3分の1以上が、議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から少なくとも5日以内に、委員会を招集し

なければならない。

- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を、公衆の見易い方法によって公示するとともに各委員に通知しなければならない。

#### **4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。**

第6条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 議事は法令で定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事案については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1)委員会の日時及び場所
- (2)出席委員の名前
- (3)議事事項及び結果
- (4)議事のでんまつ

(5)その他必要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上が、これに署名するものとする。

第12条 議事録は、インターネット等により公表する。

(事務局の組織)

第13条 委員会の権限に属する事務を処理するため、京都海区漁業調整委員会事務局(以下「事務局」という。)を置く。

第14条 事務局に次の職員を置くことができる。

- (1) 局長
- (2) 次長
- (3) その他の職員

第15条 前条の職員は会長が任命する。

- 2 局長は、会長の命を受け、所管事務を処理する。
- 3 次長は局長を補佐し、局長不在のときはその職務を代理する。
- 4 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(規程の改正)

第16条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第17条 前各条に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

第18条 前条のほか必要な事項は、別に定める。

附則 1 この規程は、昭和63年 5月30日から施行する。

「一部改正」

2 この規程は、平成13年 9月11日から施行する。

「一部改正」

3 この規程は、平成17年 6月 8日から施行する。

「一部改正」

4 この規程は、平成20年 9月16日から施行する。

「一部改正」

5 この規程は、平成28年 4月12日から施行する。

「一部改正」

6 この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。

「一部改正」

7 この規程は、令和 3年 2月 9日から施行する。

**第3号議案 知事許可漁業における新規許可の申請期間について  
(諮問)**

**【理由】**

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

**資料 3-1 知事許可漁業の申請すべき期間等について (諮問)**

**参考資料 3-1 申請年間スケジュール**



京水第99号  
令和3年2月9日

京都府漁業調整委員会  
会長 神田 潔 様

（印）

京都府知事 西脇 隆俊

知事許可漁業の申請手続き期間等について（訪問）

漁業法（昭和24年法律第267号）以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第51号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を別紙のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定により諮問します。

（担当）

京都府水産事務所漁政課漁業漁船係  
水谷



【別紙】申請すべき期間

(設定の考え方)

- ・制限措置で漁業時期が限定されている漁業種類は、漁業時期の2ヶ月前から1ヶ月前までとする。
- ・制限措置で漁業時期が周年の漁業種類は、原則5月又は11月とする。

漁業種類	申請すべき期間
小型機船底びき網漁業	
手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	
府内許可	7月1日から7月31日まで
手繰第二種漁業 （自家用釣餌料びき網漁業）	11月1日から11月30日まで
手繰第三種漁業（けた網漁業）	
とりがかけた網漁業	3月15日から4月15日まで
なまこけた網漁業	9月15日から10月15日まで
機船船びき網漁業	
さより二そうびき機船船びき網漁業	1月1日から1月31日まで
いそうお機船船びき網漁業	5月1日から5月31日まで
かごなわ漁業	
ばいがいかごなわ漁業	4月1日から4月30日まで
いそうおかごなわ漁業	11月1日から11月30日まで
小型いかつり漁業	
府内許可	3月10日から4月10日まで
入会許可（福井県船）	3月10日から4月10日まで
入会許可（兵庫県船）	3月10日から4月10日まで
固定式刺網漁業	
ひらめ底刺網漁業	9月1日から9月30日まで
いさざろし網漁業	12月10日から翌年1月10日まで

※手繰第1種漁業（小型機船底びき網漁業）のうち福井県からの入会許可及び固定式刺網漁業のうちはまち底刺網漁業については、改めて諮問ののち設定することとします。

【別紙】 制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業 (とりがいかた網漁業)	33隻	5トン以下	京共第8号	5月15日から8月15日まで	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者
			京共第11号	7月1日から10月31日まで	
			京共第11・12号	7月1日から10月31日まで	
			京共第12号	7月1日から10月31日まで	
ばいがいかごなわ漁業	4隻	制限なし	京都府沖合海面（東経135度02分以東の海域）	6月1日から8月31日まで	京都府に住所を有する者
		制限なし	京都府沖合海面（東経135度12分以西の海域）	6月1日から8月31日まで	
小型いかつり漁業	3隻	5トン以上 30トン未満	京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者
	20隻	5トン以上 15トン未満	京都府沖合海面	5月10日から10月15日まで	福井県小型いか釣漁業者と京都府釣漁業者とが締結した協定に基づく申請者
	20隻	5トン以上 10トン未満	京都府沖合海面	5月10日から11月30日まで	但馬海区いか釣漁業者と京都府釣漁業者とが締結した協定に基づく申請者

※許可すべき船舶の数は、平成28年から令和元年における各年の許可隻数の最大値（令和2年10月22日漁業調整委員会にて提示）から、令和2年2月1日現在有効な許可隻数を除いた隻数を設定しました。

※総トン数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格は、令和2年11月10日開催の漁業調整委員会で諮問、答申いただいた内容に準拠して、現在有効な許可の制限措置を反映しました。

